

プール学院大学・プール学院大学短期大学部 体育施設使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、体育施設（グラウンド、体育館フロア、フィットネスセンター、テニスコート、アプアリーナ）の使用について必要な事項を定める。

(所管)

第2条 体育施設の管理および運営に関する責任者は学長とする。

(用途)

第3条 体育関係施設は、次の用途に使用する。

- (1) 大学の行事
- (2) 正課体育授業
- (3) 課外体育活動
- (4) 教職員の体育活動
- (5) その他、大学が適応と認める活動

(使用者)

第4条 体育関係諸施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学が特に許可した者
- (4) フィットネスセンターを使用できる者は、前各号に該当する者で、かつ大学の定めた講習会に参加した者に限る。

(使用時間)

第5条 体育関係諸施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 大学が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用許可)

第6条 体育関係諸施設の使用については、所定の手続きに従って許可を受けなければならない。

(使用休止日)

第7条 体育関係諸施設の使用休止日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学が定めた日
- 2 大学が必要と認めたときは、使用休止日における使用を許可することができる。

(使用者の遵守義務)

第8条 使用者は、次の各号に定めることを遵守しなければならない。

- (1) 設備を無断で変更し、または備品および用具を無断で使用もしくは持ち出してはならない。
- (2) 所定の場所以外での喫煙および飲酒をしてはならない。
- (3) 清潔、整理および整頓を心掛け、特に火気および盗難に注意しなければならない。

- (4) フィットネスセンターでは体育館専用のシューズ、テニスコートではテニスシューズ、グラウンドでは運動靴または所定のスパイクを使用しなければならない。
- (5) 施設の使用を終わったとき、または使用を停止させられたときは、使用場所を原状に復して返還しなければならない。また使用後の清掃、消灯および窓の戸締まり等をしなければならない。
- (6) フィットネスセンターには、泥などの付着した衣服を着用して入室してはならない。
- (7) フィットネスセンターや設備に異常または故障が発生したときは、速やかに届け出なければならない。
- (8) グラウンドは、雨天および不良コンディションでは、原則として使用を禁止する。

(損害賠償)

第9条 使用者が施設および備品を破損または滅失したときは原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第10条 大学は、使用者が本規程および遵守義務に違反したときは、当該使用の許可を取り消し、または以後の使用を制限することができる。

2 大学は、前項の場合に使用者が受けた損害について補償の責を負わない。

(所用女権の変更または取り消し)

第11条 大学において緊急に必要なときは、使用条件を変更し、または使用の許可を取り消すことができる。

(その他)

第12条 体育関係諸施設の使用に関する手続き事項、その他管理上必要な細部事項を定める。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、学長が行うものとする。

附則

2015年（平成27）年4月1日から改正施行する。